相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区浜松町一丁目二一番地、最後の住所静岡県熱海市泉二三四番地の一五〇

被相続人　亡　原田　祐輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

静岡県沼津市吉田町二八番地一五芹澤ビル一階

相続財産管理人　弁護士　出田　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区用宗一丁目三三番、最後の住所静岡県静岡市駿河区用宗一丁目三三番一一号

被相続人　亡　杉山　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

静岡市清水区辻一丁目二番一号　えじりあ二〇三号中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大瀧　友輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所京都市伏見区深草仙石屋敷町六番地の二三

被相続人　亡　崔　泰一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル八階　烏丸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　由希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市旭区高殿七丁目二四番地、最後の住所大阪市旭区高殿七丁目一番一三号

被相続人　亡　濱町　菊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目三一番二六号

相続財産管理人　司法書士　久保　公人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県橿原市中曽司町四三三番地三三、最後の住所奈良県橿原市中曽司町四三三番地の三三

被相続人　亡　山崎　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

奈良市登大路町五番地　修徳ビル三階　わかくさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷口　宗彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県多久市北多久町大字多久原四五五九番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田中　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月十五日

佐賀県佐賀市松原一丁目四番二八号

相続財産管理人　弁護士　森　公照

無縁墳墓等改葬公告

八幡共同墓地新規募集のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知下さい。

平成二十八年六月十五日

一、墳墓等所在地　千葉県市川市八幡一丁目四番地

一、墳墓等の名称　八幡共同墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者

東京都大田区中央五―七―一九

八幡共同墓地管理委員会

川上　達郎

千葉県市川市八幡三―一―七

八幡共同墓地管理委員会

田口　豊子

無縁墳墓等改葬公告

適正な境内墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年六月十五日

一、墳墓等所在地　富山県射水市戸破鍛冶屋橋二五三八

一、墳墓等の名称　宗教法人西蓮寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳　四基

一、改葬を行おうとする者　富山県射水市戸破鍛冶屋橋二五三八　宗教法人西蓮寺　住職　倉橋　龍哉

無縁墳墓等改葬公告

西高井田墓地境内整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年六月十五日

一、墳墓等所在地　大阪府東大阪市高井田西、三丁目一八〇番

一、墳墓等の名称　西高井田墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪府東大阪市高井田西五番六号　西高井田墓地管理委員会　代表　高井　成彬

債権申出の公告

当社は、平成二十一年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十八年五月十八日、金沢地方裁判所（平成二十八年（ヒ）第八号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月十五日

石川県金沢市久安六丁目五番地

山田タイル株式会社

代表清算人　弁護士　中村　正紀

連絡先　石川県金沢市橋場町六番一七号

弁護士法人あさひ法律事務所

第12期決算公告　平成28年5月29日

千葉県松戸市松戸新田30番地

いちごマルシェ株式会社

代表取締役　石松　昇洋

貸借対照表の要旨（平成28年2月29日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	378
	固定資産	100
	合計	478
負債及び純資産の部	流動負債	90
	固定負債	208
	株主資本	179
	資本金	95
	資本剰余金	20
	利益剰余金	64
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	60
	（うち当期純利益）	(60)
	合計	478